

税制改正に伴う住居確保給付金における収入基準額の変更について

1 概要

令和 7 年度税制改正（地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（所得税法の改正））においては、給与所得控除の見直し等が行われ、令和 8 年 7 月 1 日以降の申請又は申込み分から、この見直しを踏まえた「収入基準額」を適用することとなった。

【適用対象・時期対象者】

給与収入が 190 万円以下の方

【適用時期】

令和 7 年（2025 年）1 月 1 日～12 月 31 日までの収入を基礎とする、令和 8 年度分以降の個人住民税 から適用

2 収入の合計額の基準（家賃補助・転居費用補助共通）

（1）収入の合計額の基準

世帯人数	基準額		家賃額	収入基準額	
	6 月末まで	7 月以降		6 月末まで	7 月以降
1 人	84,000 円	92,000 円	53,700 円	137,700 円	145,700 円
2 人	130,000 円	139,000 円	64,000 円	194,000 円	203,000 円
3 人	172,000 円	変更なし	69,800 円	241,800 円	変更なし
4 人	214,000 円	変更なし	69,800 円	283,800 円	変更なし

（2）資産要件

世帯人数	金融資産額	
	6 月末まで	7 月以降
1 人	504,000 円	552,000 円
2 人	780,000 円	834,000 円
3 人以上	1,000,000 円	1,000,000 円

以 上